

売春防止法公布 55 年

- 法改正へ向けたいくつかの論点整理 -

十文字学園女子大学 片居木 英人(会員番号 1716)

キーワード：売春防止法・売春防止法の変遷・性的自己決定権(論)

1. 研究目的

2011年5月24日、売春防止法は公布55年を迎えた。5年後には「還暦」となるはずである売春防止法にとって、この55年はどのような歴史的意味をもったのであろうか。55年前の法成立当初から早くも「ザル法」とも評価され、法が「売買春否定」を宣言したにもかかわらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(風営適正化法)によって事実上、売買春は性風俗特殊営業に分類され、規制の下、その存在と営業が認められている。まさに、矛盾した法体系が存在し、それぞれに機能している。

また、「憲法の変遷」という憲法理論上の概念を借りて表現するならば、「売春防止法の変遷」状況とも言い得る、売買春否定から合法化・承認化へという方向での多様な言説や状況も主張・形成されてきている。「セックス・ワーク(性=労働)」(論)もその有力な代表的な一つであるといえよう。

そこで、本報告は、法改正は本当に必要なのか、法改正をすれば何をしてどのように変えていくべきなのか、その考えられるいくつかの論点を整理し、「売春防止法60年」への有益な議論につなげていこうとするものである。

2. 研究の視点および方法

まず、単純売春(買春)処罰をどうするか、という論点である。売春防止法は勧誘行為を処罰し(刑事罰)、その連動で売春女性のみを補導処分(保安処分)に付し、婦人補導院に収容するとしている。実質上「片罰」規定となっており、ジェンダー視点からも批判されているものである。両罰化(買春者への罰則化)か非処罰化か、が問われる。非処罰のときは、婦人補導院も含めた補導処分は廃止される必要がある。また非処罰化は、現実実際には、売春に刑罰を科さないという点で「合法化」「承認化」への傾斜を強めていくであろう。

第二は、もっとラディカルに売買春を合法化するかどうかである。この立法政策を選択した場合は、「売春防止法の変遷」(売春防止法の歴史的使命の終焉)とし、人身売買・強制売春・暴力犯罪・薬物犯罪等がからむ場合は別として、売買春否定の意味内容は肯定的なそれへと大きく価値転換していく。この選択肢が採られることは、現行の売春防止法にとっては法的意味の「革命」(蹂躪・改悪)を意味するものとなる。もちろん「セックス・ワーク(性=労働)」(論)も正当で合法的なものと認識され、売買春肯定の人権論として性的自己決定権論も再構成され展開されていくことになる。「職業選択の自由」という憲法上

の権利としても、労働法においても働く者としての諸権利が認められ、必要な保護が認められていくようになる。世論や主権者多数は、はたして売買春否定の価値を根本から変更した法を認めることができるのであろうか。

第三は、単純売春に関しては非処罰化を展望しつつ、人身売買性・強要性・暴力性・搾取性・薬物性等の犯罪がからむ売春を助長する行為や組織業者を厳しく取締まっていくという法政策の方向の模索である。これは現行の売春防止法の枠組みや構成を修正し、刑事法と福祉法とに分離し、売買春助長行為取締法という刑事法と、被害者保護法としての福祉法とに分けるという法改正を指向する。「現行の売春防止法第4章の保護更生部分(婦人保護事業)を独立させ、女性福祉(基本)法としての定立へ」として、これまでの女性福祉研究運動においても提唱されてきた(ここでは、東京都民生局『東京都の婦人保護』[1973]と林千代編/婦人福祉研究会著『現代売買春と女性 - 人権としての婦人保護事業をもとめて』[ドメス出版、1995]を挙げておく)。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理指針」の、第2「指針内容」の、A「引用」項目の遵守。

4. 研究結果

大づかみではあるが、売春防止法改正へ向けたいくつかの論点整理を行ってきた。報告者はかねてより、売買春否定の性的自己決定権論を「本来の意味の性的自己決定権論」、売買春肯定の性的自己決定権論を「外見的性的自己決定権論」とし、別位相のものであるとの理論的整理を試みてきた。売買春それ自体が3つの人権公準、すなわち普遍性、立場互換性、向人間安全保障性(関係的持続可能性)から外れる(適しない)と考えられるからである。「売春が人としての尊厳を害し」とし、「何人も売春をし、又はその相手方となつてはならないとする売春防止法の「売買春否定」の法理念(尊厳原理)は3つの人権公準を満たすものであり、やはりこの人権価値を基軸とするべきではないか。

法公布から55年。売春防止法の法理念は、社会経済情勢や性文化の変動の中で変更可能性を生じつつも、基本的には「定着」してきたと評価できるのではないだろうか。何百年にもわたる公娼制度の歴史とその実態を想起するとき、「売買春否定」の55年はあまりにも短い。人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果(憲法97条)の、「売買春否定」という市民倫理的公共性を、いまだ短い過去から現在、そして将来へ向け、さらに定着させていく必要があるだろう。

その必要性を確認した上で、はたして「セックス・ワーク(性=労働)」「(論)との接続可能な理論構築や研究運動は成立し得るのであろうか。報告者なりに表現するならば、『外見的の』それを、いかに本来の意味の性的自己決定権(論)に引き寄せてくることができるか」という問題である。「外見的の」の意味内容を精査し、「本来の意味の」への接続可能性を探る理論的作業は、依然として性的自己決定権(論)にとっての課題であるといえる。